団地再生区域において行われる」を削り、「第十七条の四十四第三項第三号」を「第十七条の五十一第三項第三号」に改め、同号イ及びロ中「当該事業」を「当該住宅団地再生道路運送利便増進事業」に改め、同号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　住宅団地再生自家用有償旅客運送（地域住宅団地再生区域において認定市町村又は地域再生推進法人が行う住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るための自家用有償旅客運送であって、その路線又は運送の区域が当該地域住宅団地再生区域内に存するものをいう。）に関する次に掲げる事項

イ　当該住宅団地再生自家用有償旅客運送の実施主体が地域再生推進法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者の氏名

ロ　路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（ニにおいて「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の国土交通省令で定める事項

ハ　運送しようとする旅客の範囲

ニ　自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他国土交通省令で定める事項について道路運送法第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者の協力を得て運送を行おうとする場合にあっては、当該一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

第十七条の三十六第四項第十号中「第一号事業に」を「第一号介護事業に」に改め、同号イ及びロ中「当該事業」を「当該第一号介護事業」に改め、同号ハ中「第一号事業」を「第一号介護事業」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第九号イ及びロ中「当該事業」を「当該地域密着型介護予防サービス事業」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号イ及びロ中「当該事業」を「当該介護予防サービス事業」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第七号イ及びロ中「当該事業」を「当該地域密着型サービス事業」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号イ及びロ中「当該事業」を「当該居宅サービス事業」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号を同項第九号とし、同項第四号の次に次の四号を加える。

五　特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業（診療所、介護施設、日用品販売店、老人福祉センターその他の地域住宅団地再生区域の住民の日常生活に必要な施設であって、当該施設が不足することにより当該住民の日常生活に支障が生ずるおそれがあるもの（第七号において「特定施設」という。）の用途に供する建築物（以下この項及び第十七条の四十五において「特定建築物」という。）の整備が必要とされる地域住宅団地再生区域内の区域（以下「特定区域」という。）において、住宅である建築物の用途を住宅団地再生を図るために必要な用途に変更することにより当該建築物を特定建築物とすること（当該変更により当該特定建築物が建築基準法第五十二条第一項、第二項又は第七項の規定に適合しないこととなる場合に限る。）を促進する事業であって、認定市町村が行うものをいう。）に関する次に掲げる事項

イ　当該特定区域の区域

ロ　当該特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業の内容

ハ　当該特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業に係る特定建築物の整備に関する基本的な方針

ニ　当該特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業に係る特定建築物の整備を促進する理由

六　特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業（特定区域において、学校である建築物の用途を住宅団地再生を図るために必要な用途に変更することにより当該建築物を特定建築物とすること（当該変更により当該特定建築物が建築基準法第五十五条第一項の規定に適合しないこととなる場合に限る。）を促進する事業であって、認定市町村が行うものをいう。）に関する次に掲げる事項

イ　当該特定区域の区域

ロ　当該特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業の内容

ハ　当該特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業に係る特定建築物の整備に関する基本的な方針

ニ　当該特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業に係る特定建築物の整備を促進する理由

七　特定区域学校用途変更特定施設運営事業（特定区域において、特定建築物（学校である建築物の用途を住宅団地再生を図るために必要な用途に変更することにより整備されたものであって、当該認定市町村における地方自治法第二百三十八条第四項に規定する普通財産であるものに限る。第十七条の四十五において同じ。）に設けられた特定施設を運営する事業であって、地域再生推進法人（営利を目的としない法人に限る。第十六号及び第十七条の四十五において同じ。）が行うものをいう。）に関する次に掲げる事項

イ　当該地域再生推進法人の名称、住所及び事務所の所在地

ロ　当該特定区域の区域

ハ　当該特定施設の種類及び運営の方法

ニ　時価よりも低い対価で貸付けを受けることその他の当該特定建築物及びその敷地の使用の条件

ホ　当該特定区域学校用途変更特定施設運営事業の実施期間

八　特定区域都市公園活用生活利便確保事業（特定区域内の都市公園において、日用品に係る露店、商品置場その他の住宅団地再生を図るために必要な施設を設置し、及び管理する事業をいう。）に関する次に掲げる事項

イ　当該特定区域都市公園活用生活利便確保事業の実施主体

ロ　当該特定区域の区域並びに当該都市公園の名称及び所在地

ハ　当該施設の種類及び構造

ニ　当該都市公園における当該施設の設置場所

ホ　当該施設の管理の方法

ヘ　当該都市公園に当該施設を設置する理由

第十七条の三十六第四項を同条第五項とし、同条第三項第二号中「その他の当該区域」を「、集会施設その他の当該地域住宅団地再生区域」に改め、同項第五号中「公共交通機関の利用者の利便の増進」を「住民の交通手段の確保」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　地域住宅団地再生区域への移住を希望する者への情報の提供、便宜の供与その他の当該移住を希望する者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

第十七条の三十六第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　協議会は、第一項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員以外の者であって、当該地域住宅団地再生区域の当初の整備をしたものに対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、当該者は、その求めに応じるよう努めるものとする。

第五章第十六節中第十七条の六十二を第十七条の七十とし、第十七条の六十一を第十七条の六十九とし、第十七条の六十を第十七条の六十八とする。

第十七条の五十九第二項中「第十七条の五十九第一項各号」を「第十七条の六十七第一項各号」に、「第十七条の五十九第二項」を「第十七条の六十七第二項」に改め、第五章第十五節中同条を第十七条の六十七とする。

第十七条の五十八中「第十七条の五十六第一項」を「第十七条の六十四第一項」に改め、第五章第十四節中同条を第十七条の六十六とし、第十七条の五十七を第十七条の六十五とし、第十七条の六十六を第十七条の六十四とし、第五章第十三節中第十七条の五十五を第十七条の六十三とし、第十七条の五十四を第十七条の六十二とし、第五章第十二節中第十七条の五十三を第十七条の六十一とする。

第十七条の五十二中「第十七条の三十六第三項第二号」を「第十七条の三十六第四項第二号」に改め、同条を第十七条の六十とし、第十七条の五十一を第十七条の五十九とする。

第十七条の五十中「第十七条の四十七第三項」を「第十七条の五十五第三項」に改め、同条を第十七条の五十八とする。